

## 金武町放課後児童健全育成事業(学童)の申込みについて

令和6年度放課後児童健全育成事業利用の申込受付が始まります。  
新規利用・継続利用をご希望の方は、受付期間内にお申込み下さい。

- 受付期間 令和6年1月4日(木)～1月31日(水)
- 受付場所及び時間 各学童 14時～18時30分(土日、祝日を除く)  
各区事務所 9時～17時00分(土日、祝日・12時～13時を除く)

### 【放課後児童健全育成事業について】

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

### 【対象児童】

金武町に住所を有し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生～6年生



### 【利用料】

月額 4,000円 (保育料3,000円+おやつ代1,000円)

保険料 1,720円 (年1回、年度当初に徴収します)

\*保育料、おやつ代、保険料の日割り計算はいたしません

※非課税世帯及び生活保護世帯、ひとり親世帯等の児童は、保育料の減免があります。

申請する方は「減免申請書」を記入し、他の提出書類と一緒に提出して下さい。

### 【提出書類】

- 利用登録申請書
  - 誓約書
  - 児童調査票
  - 保護者の方は以下の該当する項目の必要書類
- } 児童ひとりにつき1枚

お勤め・自営業・農林漁業の方	・就労証明書、又は就労証明書に関する同意書
介護・看護をしている方	・看護(介護)事実の証明書
疾病・障害のある方	・診断書、又は身体障害者手帳や療育手帳の写し
求職活動中の方	・ハローワークからの証明書、又は求職活動申立書
妊娠・出産の方	・親子健康手帳の写し(分娩予定日の記載があるページ) ※妊娠中、産後6ヶ月で利用が可能

【注意事項】

- 提出書類に不備がある場合は、受付できない為必ずご確認ください。
- 募集定員を超える申込みがあったときは、待機となる場合もありますのでご了承下さい。
- 保険料等の支払いがない場合は、児童の預かりはできませんのでご注意下さい。

詳しい利用内容につきましては、申込先の学童へ直接お問い合わせ下さい。

名称	電話番号	定員	おきなわ学童クラブ情報 ポータルサイト
金武地区学童	968-5656	40名	
並里地区学童	968-2562	40名	
中川地区学童	989-8454	40名	
伊芸地区学童クラブ	989-5227	40名	
屋嘉地区学童クラブ	080-8565-5720	40名	
ひかりのいえ	979-8025	40名	

\* 上記 QR コードより  
町内の学童情報が  
表示されます。

金武町役場 こども支援課  
児童福祉係（担当 仲間）  
TEL 098-968-2223